

令和3年度「札幌市子ども食堂活動支援補助金」募集要項

札幌市では、食事や学習、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進め、子どもたちの育ちを支援するとともに、地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させることを目的として、子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施します。

子どもの居場所づくり活動を、新たに開始する場合や、これまでの活動内容を拡充したい、あるいは、機能の強化を図って取り組みたいと考えられている場合は、ぜひ、本補助金をご活用ください。

なお、令和3年度につきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新しい形態で実施する場合も対象となる可能性がありますので、ご相談ください（Q&A Q1-1※参照）。

募集期間

令和3年4月5日（月）～令和3年4月30日（金）

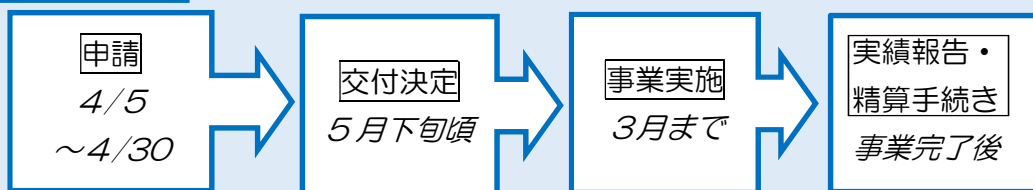
補助対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

補助金額

補助対象経費の2／3以内（上限10万円）

手続きの流れ



※申請に際しましては、申請書を提出する前に必ず下記の担当までご連絡ください。

申請書類の記載方法などについても、ご相談に応じます。

※本市のホームページ「札幌市子ども食堂活動支援補助金」のページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/hojokin.html>)

にも同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

※Q&Aを作成していますので、そちらもご確認ください。



【申請・問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課 担当：佐賀、越後

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2947（8：45～17：15まで、土曜日・日曜日・祝日を除く）

FAX：011-211-2943

E-mail：kodomo.kurashi@city.sapporo.jp

1 補助対象事業

補助の対象となる事業は、子どもの居場所づくり活動を新たに開始する場合や、これまでの活動内容を拡充する又は機能の強化を図って取り組む場合で、次の要件をすべて満たす事業です。

- (1) 札幌市内で実施されること
- (2) 主な利用者は18歳未満の地域の子ども及びその保護者であること
- (3) 食事の提供を行うことに加え、自主学習の支援、地域住民や子ども同士の遊び体験、調理体験、多世代交流など、子どもの居場所づくり活動を行うこと
- (4) 原則、月1回以上、かつ1回あたり2時間以上開催し、1年以上の継続的な活動を行うこと
- (5) 開催時においては、常駐できる責任者を配置すること
また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること
- (6) 事業の実施中において、利用者の安全管理に十分配慮すること
- (7) 食事の提供に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、事前に、開催場所を所管する札幌市保健所又は区保健センターに相談し、その指導・助言に応じた措置を講じること
- (8) 参加している子どもの様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと
- (9) 営利を目的とした事業でないこと
- (10) 宗教又は政治活動を目的としていないこと
- (11) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと
- (12) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること
- (13) 国、北海道、札幌市から他の補助金の交付を受けていないこと

2 対象団体

札幌市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体又は札幌市内で活動する団体が対象です。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※以下に該当する団体は対象外になります。

- ・宗教活動、政治活動を行う団体
- ・活動内容が公序良俗に反する団体
- ・団体の構成員に暴力団員等を含む団体や暴力団と密接な関係のある団体

3 補助対象経費

費目	内容
物品購入費	単価が2万円未満の下記の物品の購入費 ①調理器具（鍋、フライパン、包丁等） ②調理家電（電子レンジ、電気ポット、ミキサー等） ③食器類（皿、コップ、箸、スプーン等） ④什器類（机、椅子、棚等） ⑤キッチン雑貨（ゴミ袋、スポンジ、ラップ、ふきん等） ⑥衛生用品（三角巾、作業衣、エプロン、マスク、石けん、洗剤・消毒剤、使い捨て手袋等） ⑦遊具類（室内で使用するカードゲーム、ボードゲーム等） ⑧書籍（絵本、学習支援に使用する参考書等） ⑨文具・教材（学習支援や名簿作成に使用する筆記用具等）
会場使用料	開催のために場所を借り上げる費用（※自宅や団体の事務所等として使用している物件を利用する場合は補助対象外です。また、賃貸借物件の月額家賃を日割りして開催日分を算出することは認められません）。
普及啓発費	ホームページ作成費、チラシ等作成費・郵送費、看板作成費等
保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
受講料、検査料	運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料、検便等の検査手数料
その他の経費	その他、特に必要と認められる経費

※いずれの項目についても、事業の実施に必要な最小限なものに限ります。

※以下の経費は対象外費用となります。

- ・食材費 ・単価2万円以上の備品 ・建物改修、水道工事費
- ・テレビ、録画機器、カメラ、パソコン、プリンタ、ゲーム機等の電子機器
- ・経常的な活動経費（事務所の家賃、スタッフの人件費や交通費、会食代、事務用品等）
- ・光熱水費 ・通信運搬費（電話料金、運搬・配達費用） ・謝礼金
- ・その他市長が不相当と認める費用

4 申請方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合も必ず事前にご相談ください。

なお、応募に要する経費は、応募団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果に関わらず返却いたしません。

申請に必要な書類

- (1) 【様式第1号】札幌市子ども食堂活動支援補助金交付申請書
- (2) 【様式第2号】事業計画書
- (3) 【様式第3号】事業収支計画書
- (4) 団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの、役員等の名簿
※「会則」等がない場合はご相談ください。
- (5) その他市長が必要と認める書類
※団体の活動内容等がわかる書類（チラシやホームページのコピー等）を提出してください。

様式のダウンロード場所

本市のホームページ「札幌市子ども食堂活動支援補助金」のページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/hojokin.html>)

にて、様式をダウンロードすることができますので、ご確認ください。



5 交付決定

提出いただいた申請書等を基に審査を行い、補助金の交付の可否と交付予定金額を決定し、各代表者あてに文書で通知します。

なお、審査にかかる期間は、申請の締め切りから2～3週間程度を目安としますが、状況に応じてそれ以上かかる場合がありますのでご了承ください。

6 事業終了後の手続き

年度内最後の事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。

補助金の額は、補助対象経費の決算額×2/3と交付決定額のいずれか低い方の額となります。また、補助金の支払いは口座振込で行いますので、団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

なお、補助金の支払いは、原則として年度内最後の事業完了後ですが、自己資金がない等の理由により、必要と認められる場合には、概算払として事前にお支払いすることができます。確定した補助金額が事前に交付した額に満たないときは、差額を返還していただくことになります。

事業終了後に提出が必要な書類

- (1) 【様式第8号】札幌市子ども食堂活動支援補助金事業完了報告書
- (2) 【様式第9号】事業実績報告書
- (3) 【様式第10号】事業収支決算書
- (4) 事業の実施状況がわかる資料（チラシ、ポスター、写真等）
- (5) 補助対象経費にかかる領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

7 交付の取消等

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や補助金の返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、札幌市は賠償いたしません。

- ・虚偽の申請又は不正の事実があるとき。
- ・補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- ・「札幌市子ども食堂活動支援補助金交付要綱」の規定に違反したとき。
- ・補助決定後に、事業の変更または中止を行ったとき。
- ・その他、助成を行うことを不相当と認めたとき。

8 その他、申請に当たっての留意事項など

- ・食中毒の予防のため、同封の「福祉食事サービス衛生管理事項」に基づき、衛生管理を行っていただくようお願いします。
- ・補助決定後の事業の変更や中止については、【様式第6号】札幌市子ども食堂活動支援補助金事業変更・中止・廃止承認申請書の提出により、あらかじめ札幌市の承認が必要です。
- ・活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。
- ・補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなりますので、算出した補助金に端数がある場合は、自己負担で調整してください。

<領収書の見本例>

団体名又は子ども食堂の名称を記載（個人名、上様は不可）。

〇〇子ども食堂
△△実行員会様

領収書

¥ 5,000.-
上記金額正に領収しました。
但し、食器類代（皿×20、グラス×20）として

補助対象期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）であることが必要です。

令和 年 月 日

未来スーパー



社印、又は代表者の印が必要です。

但し書きは、内容、単価、数量などがわかるよう記載します。領収書の替わりに、内訳がわかるレシート等の添付でも構いません。